

令和6年度「広報くしろ」配布業務仕様書

1 業務内容

令和6年度「広報くしろ」（以下「広報紙」という。）の配布業務を行う。

2 配布の範囲および方法

釧路地域（阿寒・音別地域は除く）全世帯への戸別配布（配布方法は、契約業者の業務形態に一任する）。ただし、明らかに空き家及び配布を希望しない世帯には配布しないこと。

3 広報紙の規格等

(1) 規格（くしろ市議会だよりを含む）

タブロイド判 16頁～24頁

(2) 発行

広報紙は毎月1回の年12回（2024年（令和6年）5月号～2025年（令和7年）4月号）発行。

くしろ市議会だよりは原則年4回（5月、8月、11月、2月）発行。

4 配布予定部数

76,000部/月

20頁以内8回、24頁以上4回を予定

5 配布実施日

2024年（令和6年）5月号（配布時期は2024年（令和6年）4月末）～2025年（令和7年）4月号（配布時期は2025年（令和7年）3月末）。

広報紙納入日から5日以内の配布とする。

6 配布条件等

市民から電話やファクシミリ等により連絡のあった配布漏れなどの苦情や問い合わせ等に速やかに対応する体制を整えること。

配布業務の実施にあたっては、別紙『「広報くしろ」配布業務要領』に基づき忠実に履行すること。

7 履行に関する報告

契約業者は、各月の配布業務を完了したときは、その旨を業務履行後5日以内に市に報告すること。